



熊本県公報

第 1 2 3 8 8 号

平成 27 年 1 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の休止…………… (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の変更…………… (//) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 種畜証明書の手換交付に伴う通報…………… (畜産課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 6
- 上益城広域連合の規約の一部変更の許可…………… (市町村行政課) 6
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7

公 告

- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区定款の変更…………… (//) 7
- 土地改良区定款の変更…………… (//) 7
- 土地改良区役員の就任…………… (//) 8
- 行政書士試験合格者の掲載…………… (市町村行政課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 9
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う案の縦覧…………… (都市計画課) 11
- 牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴う案の縦覧…………… (//) 11

登 載 依 頼

- 平成 26 年度阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 11
- 平成 26 年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 12
- 熊本県立美術館協議会の会議の開催…………… (熊本県立美術館協議会) 12
- 平成 26 年度球磨地域保健医療推進協議会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会) 13
- 平成 26 年度鹿本地域保健医療推進協議会の開催…………… (鹿本地域保健医療推進協議会) 13
- 平成 26 年度熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会(第 2 回)の開催…………… (後発医薬品安心使用・啓発協議会) 14
- 第 10 回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 14

告 示

熊本県告示第 79 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定

により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大環 八代市袋町1番45号いずみビル2階	訪問介護 なぎさの里 八代市新開町3号3番31いずみハイツ203号室	平成26年12月18日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
南川 剛寛 合志市須屋2533-5	みなみかわ歯科クリニック 合志市須屋2533-5	平成26年12月24日

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人愛生会 人吉市二日町22	介護予防センター愛生 人吉市南泉田町117番地	平成26年12月19日

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社大環 八代市袋町1番45号いずみビル2階	訪問介護 なぎさの里 八代市新開町3号3番31いずみハイツ203号室	平成26年12月18日

熊本県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社トータル・ケア・サービス 八代市郡築一番町64-2	介護用品トータルケア 八代市井揚町2461番地	平成26年9月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社トータル・ケア・サービス 八代市郡築一番町64-2	介護用品トータルケア 八代市井揚町2461番地	平成26年9月1日

熊本県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みなみあそ眼科	阿蘇郡高森町大字高森1589-5	平成26年11月1日
中山内科・循環器内科 クリニック	天草市太田町8番地8	平成26年11月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
もみじ歯科医院	菊池市西寺1657-1	平成26年11月28日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高階誠心堂薬局かわら や店	人吉市瓦屋町1463	平成26年12月1日
さくら調剤薬局 菊陽 東店	菊池郡菊陽町大字馬場楠字屋敷42 7番7	平成26年10月3日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
和水町立病院訪問看護 ステーション	玉名郡和水町江田4040	平成26年12月8日

熊本県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
みなみあそ眼科	阿蘇郡高森町大字高森1589-5	平成26年10月13日
中山内科・循環器内科 クリニック	天草市太田町8番地8	平成26年10月31日

熊本県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局 高瀬店	玉名市高瀬323番2	平成26年12月1日

熊本県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定

施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
福山 光治	松橋治療院	宇城市松橋町曲野4-2	平成26年10月31日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
福山 光治	松橋治療院	宇城市松橋町曲野4-2	平成26年10月31日

熊本県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
土屋 徳幸	徳幸整骨院	八代市横手新町19-8-2	平成26年12月11日

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
土屋 徳幸	徳幸整骨院	八代市横手新町19-8-2	平成26年12月11日

熊本県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
沼 春香	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319-3	平成26年10月1日
吉崎 義祐	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319-3	平成26年11月1日

熊本県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）において準用する生活保護法第50条の2の規定により次の指定施術機関から変更の届出があった邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	変更事項		変更年月日
		旧	新	
佐間野 理恵	恵整骨院	施術者の氏名		平成26年11月 1日
		白石 理恵	佐間野 理恵	

熊本県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）において準用する生活保護法第50条の2の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
森 康宏	整骨院 元	宇城市松橋町曲野231 9-3	平成26年9月24日

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
副島 明彦	松橋治療院 つく しの会	宇城市松橋町曲野4-2	平成26年9月30日

熊本県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町下田北字角橋 2123番1地先から 同所 2153番1地先まで	前	27.5 ～ 48.4	241.3 243.6	全防災 (災害 防除)
			後	34.2 ～ 55.4		

2 区域を変更する期日 平成27年1月30日

熊本県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字柿ノ詰 4329番3地先から 上天草市龍ヶ岳町高戸字江口	157.0	活力基盤 改築

		4340番1地先まで	
--	--	------------	--

2 供用を開始する期日 平成27年1月30日

熊本県告示第91号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21201060011	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤恭一	北海道奥尻郡奥尻町字富里33-3 府金正光

熊本県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原立門線	菊池市原字城 4652番3地先から 同所 4654番7地先まで	前	4.5 ～ 23.2	476.0	防交安 (道路 改良)
			後	12.6 ～ 45.9	476.0	

2 区域を変更する期日 平成27年1月30日

熊本県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ベル薬局鹿本店	山鹿市鹿本町来民591-1	平成26年4月14日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション	球磨郡錦町一武1641	平成26年6月9日

熊本県告示第94号

平成27年1月16日付けで上益城広域連合長から申請のあった上益城広域連合の規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成27年1月22日付けでこれを許可した。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第95号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。
平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	建網漁業	天草海

2 申請期間

平成27年1月30日から平成27年2月5日まで

熊本県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年1月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町大字早楠字弁天 1434番1地先から 下益城郡美里町大字早楠字下津留 1937番1地先まで	154.3	活力基盤 改築（仮 設道路）

2 供用を開始する期日 平成27年1月30日

公 告

熊本県公告第58号

熊本市に事務所を置く、植木町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	芦村 至泰	熊本市北区植木町田底2344番地
理事	平川 友昭	熊本市北区植木町今藤316番地1
理事	谷口 富士夫	熊本市北区植木町山本1921番地1
理事	早川 正敏	熊本市北区植木町石川733番地
理事	平野 幸雄	熊本市北区植木町平井21番地1

熊本県公告第59号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長藤本一臣から平成26年12月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年1月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第60号

熊本市に事務所を置く馬場楠堰土地改良区理事長西村清喜から平成26年12月24日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年1月21日付けで認可したので、

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第61号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	相馬 誠	菊池郡菊陽町大字原水4322番地2

熊本県公告第62号

平成26年11月9日に実施した平成26年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510010	8510089	8510237	8510353
8510011	8510121	8510250	8510370
8510018	8510138	8510252	8510398
8510024	8510152	8510260	8510425
8510026	8510195	8510275	8510447
8510058	8510201	8510295	8510471
8510065	8510214	8510341	8510506
8510081	8510233	8510352	8510517

熊本県公告第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字入道水3306番2及び3306番3
476.10平方メートル（うち道路後退部分25.45平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区野中三丁目3番1号 オーブリーK103
後藤 啓仁

熊本県公告第64号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 末敏	山鹿市鹿本町来民町	山鹿市鹿本町来民字前田1306番ほか3筆
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中尾丸1022番ほか4筆

- 2 認可年月日
平成27年1月23日

熊本県公告第65号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字甕田1233番1ほか3筆
上田 健治	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字香町2537番1
有限会社無限デイリーファーム	合志市須屋	菊池市泗水町豊水字西請882番1
小田 裕	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡錦町大字一武字中原3372番1ほか4筆
田原 賢一	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀441番1ほか7筆
轟 富夫	玉名郡南関町肥猪町	玉名郡南関町大字肥猪町字十時144番1ほか2筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中原110番1ほか7筆
山内 市男	阿蘇市的石	阿蘇市赤水字山西48番4ほか1筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市乙姫字山西ノ下882番1ほか4筆
中西 洋介	阿蘇市山田	阿蘇市山田字水深222番1ほか6筆
有限会社やまうち農産	阿蘇市竹原	阿蘇市黒川字千丁無田807番380ほか5筆
水田 大地	八代市南平和町	八代市南平和町165番1
吉岡 直樹	八代市南平和町	八代市南平和町305番1
前田 速水	八代市南平和町	八代市南平和町237番1（3分の1）
有馬 泰彦	八代市南平和町	八代市南平和町237番1（3分の2）
竹田 一朗	八代市三江湖町	八代市北平和町212番1
岩崎 裕尚	八代市上日置町	八代市植柳下町字古開2020番1ほか1筆
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町下村字南田中363番1ほか4筆

2 認可年月日

平成27年1月23日

熊本県公告第66号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松永 壽昭	熊本市南区城南町島田	熊本市南区城南町島田字水洗174番ほか3筆
橋本 義則	熊本市南区富合町上杉	熊本市南区富合町上杉字小芦袋465番1ほか1筆

中村 宗徳	熊本市南区御幸木部1丁目	熊本市南区御幸木部町字井尻1345番1ほか9筆
-------	--------------	-------------------------

2 認可年月日
平成27年1月23日

熊本県公告第67号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字後田595番ほか146筆
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1647番ほか9筆
寺本 一教	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵677番ほか51筆
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵669番1ほか33筆
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1108番1ほか20筆
梶原 眞由美	荒尾市川登	荒尾市川登字畑田572番ほか36筆
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1104番1ほか28筆
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1146番2
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字大坪689番ほか24筆
前村 堅次	荒尾市菰屋	荒尾市川登字井手口1140番5ほか3筆
堀澤 博	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1631番1ほか14筆
堀澤 博	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1666番2
森川 大成	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵643番ほか12筆
村上 厚	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1126番ほか9筆
岸森 義人	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵631番1ほか8筆
森川 保雄	荒尾市川登	荒尾市川登字下中楽1333番1ほか7筆
村上 浩昭	荒尾市川登	荒尾市川登字上中楽1246番ほか7筆
北村 芳敬	荒尾市菰屋	荒尾市川登字丹蔵657番ほか3筆
北村 芳敬	荒尾市菰屋	荒尾市川登字平原1672番ほか1筆
堀澤 一眞	荒尾市川登	荒尾市川登字後田602番ほか3筆
堀澤 一眞	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1669番ほか2筆
高塚 和哉	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵628番1ほか3筆
西川 章	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1091番ほか3筆
杉本 康成	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1633番1ほか3筆
仁和 進	荒尾市平山	荒尾市川登字日渡1559番1ほか1筆
岸森 スミエ	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1097番1ほか

		1筆
木村 東	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1648番1ほか1筆
汐持 正美	荒尾市川登	荒尾市川登字後田593番ほか1筆
村上 元一	荒尾市川登	荒尾市川登字新谷1270番1
西田 道子	荒尾市万田	荒尾市川登字後田615番1
山田 萬枝	荒尾市川登	荒尾市川登字池浦1307番
成徳 成志	荒尾市川登	荒尾市川登字中牟田1022番
前川 孝一	荒尾市川登	荒尾市川登字丹蔵646番

2 認可年月日
平成27年1月28日

熊本県公告第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
本渡都市計画区域の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部土木部技術管理課及び天草市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成27年1月30日から平成27年2月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

熊本県公告第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について、熊本県に意見書を提出することができる。

平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
牛深都市計画区域の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部土木部技術管理課、天草市建設部都市計画課及び天草市牛深支所建設課
- 4 縦覧期間
平成27年1月30日から平成27年2月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

登載依頼

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月30日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成27年2月17日（火）15時から16時30分まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 平成27年度病院群輪番制病院運営事業について
(2) 救急搬送の状況について
(3) 地域災害医療体制の構築について
(4) 健康危機管理について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-32-0535)

上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成26年度第2回上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

平成27年1月30日

上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成27年2月3日（火）午後2時半から午後4時半まで
- 2 開催場所
上益城郡御船町辺田見396-1
上益城地域振興局3階 大会議室
- 3 議題
(1) 平成27年度病院群輪番制の当番日程について
(2) 報告事項
① 上益城地域における救急搬送の状況について
② 上益城地域災害医療提供体制について
③ 健康危機管理に関する取組み状況について
④ 第6次上益城地域保健医療計画の進捗状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県御船保健所総務企画課)
(電話096-282-0016)

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月30日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時
平成27年2月5日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 場所
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容
(1) 平成26年度事業報告について

- (2) 平成27年度事業計画について
 - (3) 分館の指定管理者運営について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館協議会事務局
(電話096-352-2115)

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成27年1月30日

人吉保健所長

- 1 開催日時
平成27年2月12日(木)午後2時30分から
- 2 場所
熊本県球磨地域振興局会議棟2階大会議室(人吉市西間下町86-1)
- 3 議題
 - (1) 第6次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 救急医療専門部会の開催結果について
 - (3) 当圏域における発達障がい者支援について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(人吉保健所総務福祉課)
(電話0966-22-1040)

鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号

平成26年度鹿本地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年1月30日

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成27年2月18日(水)午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室
- 3 議題
 - (1) 第6次鹿本地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 鹿本救急医療圏の再編について
 - (3) 鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催状況について
 - (4) 鹿本地域の在宅医療推進の取組み状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局
熊本県山鹿保健所総務福祉課内
(電話0968-48-1202)

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。
平成27年1月21日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成27年3月17日（火）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 3 議題
(1) 後発医薬品に関する報告事項について
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班）
電話 096-383-1111（内線7164）

熊本県企業局公告第6号

第10回荒瀬ダム撤去地域対策協議会を次のとおり開催する。
平成27年1月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成27年2月9日（月）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
八代市坂本町坂本4228-12
八代市坂本支所2階 会議室
- 3 議題
(1) 荒瀬ダム撤去工事概要について
(2) 地域課題への取組状況について
(3) 坂本地域の振興について
- 4 傍聴の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
(2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
(3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600